

交通安全計画と自転車の安全利用



宮内 英明 議員

自転車利用の促進に係る  
条例制定の予定は？

答

交通安全対策会議でのご意見を基に検討したい

本年6月1日から改正道  
路交通法の施行により、自  
転車の危険運転者（満14歳  
以上）に講習が義務化され  
る。危険行為とされるのは、  
一時停止義務違反や酒酔い  
運転等14項目である。  
厳しい改正に伴い、自転  
車通学の中高生や高齢者に  
対する本市の取り組みにつ  
いて伺う。

問  
第9次高島市交通安  
全計画の概要は何か。  
答  
土木上下水道部長  
人命尊重の理念のもと、  
陸上交通に関わる市民の安  
全と安心を確保し、交通事  
故そのものの減少、究極的  
には交通事故のない高島市  
を目指す計画です。特に、  
①高齢者および子どもの安  
全確保、②歩行者および自  
転車の安全確保、③生活に  
密着した身近な道路および  
交差点における安全確保の  
3点を重点としています。  
また、市民一人ひとりの

「自転車運転者講習」受講義務の対象となる危険行為の概要

1 信号無視 法第7条違反	2 通行禁止道路(場所)の通行 法第9条第1項違反
3 歩行者用道路での歩行者妨害 法第9条違反	4 歩道通行や車道の右側通行等 法第17条第1項、第4項又は第6項違反
5 遮断路切への立ち入り 法第33条第2項違反	6 路側帯での歩行者の通行妨害 法第17条の2第2項違反
7 環状交差点安全進行義務違反等 法第37条の2違反	8 左方車優先妨害・優先道路車妨害等 法第36条違反
9 一時不停止 法第43条違反	10 右折時、直進車や左折車への通行妨害 法第37条違反
11 歩道での歩行者妨害等 法第63条の4第2項違反	12 環状交差点内を進行する車両等の進行を妨害した時、環状交差点に入るときに徐行しないなどの行為
13 自動装置不備の自転車の運転 法第63条の9第1項違反	14 一時不停止 法第43条違反
15 酒酔い運転 法第65条第1項違反	16 安全運転義務違反 法第70条違反

参考：滋賀県警察・滋賀県自転車軽自動車商業協同組合作成チラシ

交通安全に対する意識改革  
を図り、交通安全関係機関  
等との連携を強化し、市民  
とともに積極的に推進する  
こととしています。小中学  
校の校長会では、児童生徒  
へ交通安全についての周知  
をお願いしました。今後  
は、高齢者の会合等でも啓  
発を強化したいと考えてい  
ます。

問

「自転車安全利用促  
進計画」の作成や、「自  
転車の安全安心な利用  
の促進に関する条例」  
を制定する予定はある  
のか。

答

土木上下水道部長  
現在、滋賀県下では  
草津市が唯一平成26年  
7月に条例を施行し、  
自転車安全利用促進計  
画を同年12月に策定さ  
れました。条例制定に  
至った経緯は、大学誘  
致により学生が多く  
なったこともあり、危  
険走行に伴う自転車に  
よる事故と盗難事件が  
多発したことから、市  
や市民等の役割をより  
明確にされたと同って  
います。  
草津市と高島市を取  
りまく自転車利用の環  
境は異なりますが、本  
市における条例制定に  
ついては、今年度策定  
に取り組む第10次高島  
市交通安全計画の策定  
協議の中で、交通安全  
対策会議の委員皆様の  
ご意見を拝聴し、十分  
検討をしたいと考えて  
います。